

実施事業

◎子育て短期支援事業

「保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業」（子育て短期支援事業実施要綱）である。

【ショートステイ】

保護者の疾病や出産、育児疲れや災害等により、一定期間施設において、養育・保護する短期入所生活援助事業であります。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事その他の理由により、緊急一時的に平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その児童を施設において保護し、生活指導や食事の提供を行う夜間養護等事業であります。

※この事業は、市町村が実施主体で、相談窓口があります。慈光園では、唐津市及び玄海町と契約を締結しており、毎年数名の児童に利用していただいています。